

II-A. コンテナで疑わしいアリ類を発見した場合 (空コンテナ)【港湾等区域内】

<バンニング(積荷)作業等>

【警戒区域】

ヒアリ調査は絶対に素手で行わない!!

① 貨物積込前に、コンテナ(内・外部)について可能な限りアリ類等の有無を目視で確認

アリ類の確認なし

② バンニング作業を開始

アリ類を発見

港湾事業者等

④ 作業を中断し、港湾等管理者へ連絡

③ 積込後、可能であれば、コンテナ内にベイト剤を設置後、発送

〔港湾等管理者の指示又は協力により⑤～⑪を実施〕

⑤ 生きたアリ個体はエアゾール式殺虫剤等で殺虫

⑥ 殺虫したアリ類(死骸を含む)を同定用に採取

⑦ 発見現場・アリ類の写真(接写モード等)を撮影

⑧ コンテナを閉め、ヒアリ確認まで現場に残置  
※可能ならコンテナ内部、周囲にベイト剤設置

⑨ 発見したアリ類の簡易同定を実施  
※肉眼等で可 「3 同定方法」参照

専門家によりヒアリと確認

⑪ 殺虫したアリ類等はすべて採取し、県又は環境省へ提出し、同定を依頼

ヒアリの疑いあり

⑩ 関係機関へ連絡   
・ヒアリ相談ダイヤル(環境省)  
☎0570-046-110  
・中国四国地方環境事務所  
☎086-223-1561  
・岡山県自然環境課  
☎086-226-7310

⑫ 港湾等管理者又は県、環境事務所と対応を協議   
a. コンテナ内部のくん蒸殺虫処理  
b. 周辺コンテナの移動制限及び周辺の生息確認調査  
c. 侵入経路、経由地、直近の積荷等の特定

ヒアリ確認後

⑬ コンテナ所有者等の了解を得て、⑫ a. b. を実施

ヒアリ確認後

⑭ くん蒸処理後、コンテナ内を再確認  
※床材等の腐食の有無等に注意  
※再度、アリ類を発見したら、⑤に戻る

⑮ 周辺の生息確認調査で新たに発見されなければ移動制限を解除  
※新たに発見したら⑤へ

⑯ 積込後、③へ

⑱ 発送時、搬送先へ注意喚起

⑲ 判明したコンテナの経由地、直近の積荷等について、関係事業者、荷主等へ注意喚起又は調査依頼

<周辺モニタリング調査等(1か月程度)>

⑲ 1週間～10日に1回程度の調査/ベイト剤設置

※新たに発見→④へ

## Ⅱ-A. コンテナで疑わしいアリ類を発見した場合(空コンテナ)【港湾等区域内】

<マニュアル対象者>

【警戒区域】

|   |  |  |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・運送貨物取扱業者（フォワーダー）</li> <li>・コンテナ所有者</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷役業者</li> <li>・運送業者</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾管理運営会社</li> <li>・空港施設管理者</li> <li>・倉庫業者</li> </ul> |
|---|--|--|

<手順>

※ヒアリ調査は絶対に素手で行わない!!

|   |  |
|---|--|
| ① | <b>貨物積込前にコンテナ(内・外部)について可能な限りアリ類等の有無を目視で確認する</b><br>・緊急用にエアゾール式殺虫剤を準備しておく。  |
| ② | <b>バンニング作業を開始する</b><br>・作業中も、アリ類の有無に注意を払う。   |
| ③ | <b>積込後、可能であれば、コンテナ内にベイト剤を設置後、発送する</b><br>・腐食した床材内部にヒアリが生息している可能性がある。<br>※海外への輸出の場合は通関手続き上の制約があるので注意  |
| ④ | <b>作業を中断し、港湾等管理者へ連絡する</b><br>・港湾等管理者から、緊急駆除等の防除について指示を受ける。<br>・必要に応じ港湾管理者の協力を受けて、⑤～⑪の作業を実施する。  |
| ⑤ | <b>生きたアリ個体はエアゾール式殺虫剤等で殺虫する</b><br>・目視できた個体はエアゾール式殺虫剤又は液剤によりすべて殺虫する。<br>・コンテナの扉付近に注意し、コンテナ外に逃げ出さないようにする。  |
| ⑥ | <b>殺虫したアリ類(死骸を含む)を同定用に採取する</b><br>・「3 同定方法」のサンプル採取手順を参照  |
| ⑦ | <b>発見現場・アリ類の写真(接写モード等)を撮影する</b><br>・発見箇所が特定できるように、現場写真を撮っておく。<br>・アリ個体はデジカメの接写モード等で出来るだけピントを合わせて撮影する。<br>・ヒアリの特徴である触角や2節(こぶ)の腹柄、背中トゲの有無等が分かるよう、様々な角度から撮影する。  |
| ⑧ | <b>コンテナを閉め、ヒアリ確認まで現場に残置しておく</b><br>・隙間のないよう密閉し、可能であればくん蒸用に通気口等に目張りを行う。<br>・発見したアリ類の同定が終わるまで、出来るだけその場から動かさない。<br>・可能であれば、念のため、コンテナ内部及び周囲にベイト剤を設置する。   |
| ⑨ | <b>発見したアリの簡易同定を実施する</b><br>・肉眼又はルーペ等で確認できる範囲で「疑わしい」かどうかを判別する。<br>・「3 同定方法」のスクリーニング手順を参照  |
| ⑩ | <b>関係機関へ連絡する</b><br>・簡易同定でヒアリの疑いがある場合は、すぐに連絡する。  |
| ⑪ | <b>殺虫したアリ類等はすべて採取し、県又は環境省へ提出し、同定を依頼</b><br>・死骸を潰さないよう集めて採取し、環境事務所等へ持ち込み同定を依頼する。<br>・可能な限り、当初の発見個体及びその後の調査等での発見個体のすべてを採取する。   |
| ⑫ | <b>港湾等管理者又は県、環境事務所と対応を協議する</b><br>・現場の状況、コンテナの状態(腐食の有無等)などを踏まえ、コンテナのくん蒸処理の必要性、周辺コンテナの移動制限やトラップ等によるバンプール内の周辺生息確認調査の必要性について協議する。<br>・コンテナ所有者との交渉等についても協議する。<br>・コンテナの搬入経路、一時的に留置された経路地、直近の積荷等の調査が必要。 |
| ⑬ | <b>コンテナ所有者等の了解を得て、⑫ a. b. を実施</b><br>・家庭用、厨房用等のくん蒸殺虫剤でよい。(出来るだけ目張りをする事。)<br>・周辺コンテナ及びバンプール内の舗装面等で目視及びトラップ調査等を実施する。<br>・移動制限や調査等についてコンテナ所有者の了解が得られない場合は、再度、港湾等管理者又は県、環境事務所と協議する。                    |
| ⑭ | <b>くん蒸処理後、コンテナ内を再度確認する</b><br>・アリ類の生き残り等に注意しながら作業する。<br>・腐食した床材の内部等に生息している可能性があるので注意する。<br>・再確認で新たにアリ類を発見した場合は、殺虫処理等の手順に戻る。  |
| ⑮ | <b>周辺の生息確認調査で新たに発見されなければ移動制限を解除する</b><br>・調査結果を踏まえ、港湾等管理者や県又は環境事務所と協議の上、判断する。  |
| ⑯ | <b>判明した経路地、直近の積荷等について、関係事業者、荷主等へ注意喚起又は調査依頼</b><br>・拡散が懸念されるコンテナ経路地の関係事業者や直近の積荷の荷主等に注意喚起等する。  |
| ⑰ | <b>積込後、可能であれば、コンテナ内にベイト剤を設置後、発送する</b><br>③と同じ。   |
| ⑱ | <b>発送時、搬送先へ注意喚起する</b><br>・アリ類の生き残りがいる可能性があるため、搬送先の関係者に注意喚起をする。   |
| ⑲ | <b>&lt;周辺モニタリング調査等(1か月程度)&gt;</b><br><b>1週間～10日に1回程度の調査/ベイト剤設置</b><br>・発見場所周辺でヒアリの生息調査を行う。(1週間程度を目安に1か月継続する)<br>・ヒアリ定着及び拡散防止のため、ベイト剤設置を2週間～1か月程度ごとに行う。   |